

発達障害者支援法案(衆第一七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつて政令で定めるものをいう。
- 二、国及び地方公共団体は、発達障害者及びその保護者の意思をできる限り尊重しつつ、発達障害の早期発見、早期の発達支援その他の支援が行われるよう、必要な措置を講じる。
- 三、国民は、発達障害者の福祉について理解を深め、発達障害者の社会経済活動への参加の努力に協力するよう努める。

四、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育及び放課後児童健全育成事業の利用、就労支

援、地域での生活支援及び権利擁護並びに家族への支援のための施策について定める。

五、都道府県知事は、発達障害者に対する支援業務等を、発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うことができる。

六、国及び地方公共団体は、民間団体への支援、国民に対する普及啓発活動等を行う。

七、本法律は、平成十七年四月一日から施行する。